

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。議案第10号多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、第1次地域主権一括法による下水道法の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、下水道法で規定しております事業計画について、国土交通大臣の認可制度が廃止され、都道府県知事との事前協議制へ改正されたことに伴う引用条文の字句を改めるものでございます。

それでは、参考資料として添付しております、新旧対照表により、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

第3条は「負担区域の決定等」に関する規定でございますが、下水道法第4条第1項の引用条文中、「の規定により事業認可を受けた」を「に規定する事業計画の」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上簡単ではございますが、議案第10号の、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。